



Title	日露戦争下における朝鮮東部の「軍政」
Author(s)	加藤, 圭木
Citation	一橋社会科学, 8: 37-56
Issue Date	2016-10-20
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/28148
Right	

日露戦争下における朝鮮東北部の「軍政」

加藤 圭木

はじめに

近代における日本と朝鮮の関係について考える際に、日露戦争をどのように認識するのかという問いは、極めて重要である。これまでに刊行された日露戦争に関する文献の多くは、日本の朝鮮植民地化政策が同戦争とともに本格化したことを指摘してきた。しかし、そうした認識の存在にもかかわらず、日露戦争において朝鮮東北部が日露両軍の戦場とされ、同地域を対象として日本軍による「軍政」が施行されたという事実については、その意味が十分に考察されてきたとはいえない。

日露戦争において、両軍の戦場とされたのは西北部の平安道と東北部の咸鏡道である⁽¹⁾。平安道における両軍の戦闘は戦争初期に限定されているが、咸鏡道は戦争初期から終結に至るまで一貫して戦場とされた。咸鏡道は戦争初期においてはロシア軍の占領下に置かれたが、1904年8月以降、日本軍が徐々に北上し、占領地域を広げていった。その過程で、1904年10月より、日本軍は咸鏡道の占領地域を対象として「軍政」を施行した⁽²⁾。本稿の課題は、咸鏡道「軍政」の実態を、朝鮮側の対応とあわせて考察することである。

朝鮮植民地化過程を叙述した概説書などでは、1904年の「日韓議定書」・「第一次日韓協約」、1905年の「第二次日韓協約」による外交権の剥奪（「保護国化」）、1907年の「第三次日韓協約」による内政権の剥奪、そして1910年の「韓国併合」といった問題に注目し、「協約」や「条約」の強制によって、徐々に日本による朝鮮の主権の剥奪が深まっていくという歴史像が提示されてきた⁽³⁾。ただし、「軍政」が布かれた咸鏡道では、1905年の「保護国化」や1907年の内政権の剥奪に先立って、日本側が朝鮮の地方官に対して敵意を向け、その人事に直接的に介入し、朝鮮の主権を著しく脅かしていた。「軍政」は、近代日本の朝鮮侵略史を考察する上で、大変重要なテーマといえるが、いまだにその実態は明らかになっていない⁽⁴⁾。

ところで、日本の植民地化政策に対する朝鮮側の抵抗としては、「保護国化」以降の義兵運動や愛国啓蒙運動、高宗によるハグ特使の派遣などが注目されることが多い。その一方で、日露戦争下における抵抗については研究が必ずしも多とはいえない。そうした中で、鄭昌烈、趙景達、君島和彦、愼蒼宇らによって研究がおこなわれている。鄭、趙の研究では、日露戦争下の「軍律」による暴力支配などを論じるとともに、これに抗する人びとの活動を取り上げている。また、君島和彦は日露戦争下の日本による土地略奪計画に対する抵抗運動を論じている。さらに、愼は、警察支配への民衆の抵抗を論じている⁽⁵⁾。以上のような研究状況において、「軍政」をめぐる抵抗の歴史はいまだに十分に掘り起こされていない。日露戦争下の朝鮮側の抵抗の実態は、最も深刻な主権侵害がおこなわれた「軍政」の問題をとりあげてこそ、より明確になると思われる。

本稿では、地域・民族名を指す場合は朝鮮とし、政府を示す場合には韓国とすることにする。朝鮮語文献の引用にあたっては、筆者が日本語に翻訳した。また、史料の引用にあたっては、旧字体は新字体に改め、適宜句読点を補った。引用史料中の〔 〕内は、筆者の補足である。また、

紙幅の関係上、史料名は以下のように略記する。『朝鮮駐劄軍歴史』（金正明編『日韓外交資料集成』別冊一、巖南堂書店、1967年所収）→『駐歴』、防衛省防衛研究所戦史室『戦史叢書・大本営陸軍部<1>昭和十五年五月まで』（朝雲出版社、1967年）→『大本営』、高麗大学亜細亜問題研究所編『旧韓国外交文書』（7、高麗大学校出版部、1970年）→『旧外』、参謀本部『明治卅七八年日露戦史』（10巻、偕行社、1914年）→『日露戦史』、「咸鏡南北道来去案」（国史編纂委員会『各司謄録』42<咸鏡道篇1>、1990年）→「来去案」。なお、文書の発信者・受信者は、「発信者→受信者」と示す。

I 日露戦争下の咸鏡道と「軍政」の施行

(1) 「軍政」施行以前における日露戦争の展開

日露戦争開戦以前、日本軍の対露作戦計画では、ロシアよりも先に朝鮮を制圧した上で、満洲を「主作戦地」とし、ウスリーを「副作戦地」とするとしていた。「副作戦」においては、ウスリーのロシア軍を牽制するために、咸鏡道の羅津湾または志仏智湾より一個師団を上陸させるとしていた⁽⁶⁾。

日露開戦に先立つ1904年1月21日、韓国政府は局外中立を宣言をしていたが、日本軍は、2月6日朝鮮の鎮海湾と馬山電信局を占領した。これが日露戦争における日本軍の軍事行動のはじまりであった⁽⁷⁾。さらに8日には仁川より上陸しソウルを制圧した。そして、2月23日に韓国政府に「日韓議定書」の締結を強制した。「日韓議定書」によって、日本は朝鮮内における軍事行動と韓国政府の便宜供与（第四条「第三国ノ侵害ニ依リ若クハ内乱ノ為メ大韓帝国ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危険アル場合ハ大日本帝国政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ルヘシ。而シテ大韓帝国政府ハ右大日本帝国ノ行動ヲ容易ナラシムル為メ十分便宜ヲ与フル事」）、「施政改善」に関する日本政府の「忠告」受容（第一条）を強制的に承認させた。なお、「日韓議定書」第三条は、「大日本帝国政府ハ大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確實ニ保証スル事」との日本側の建前を述べていた。そして、日本側は、3月に韓国駐劄軍を創立し、駐劄憲兵隊とともに朝鮮の軍事支配にあたらせた。

開戦以後、日本軍は先の計画で「主作戦地」とした満洲に第一軍・第二軍を向かわせた。第一軍は、仁川及び平壤沖から朝鮮に上陸し、平安道を北上していった。そして、5月頭に鴨緑江渡河作戦を実施した。第二軍は、海上より同じく5月頭に遼東半島上陸を実施した。これらの作戦によって、日露戦争の戦局は日本軍に有利となった。これを受けて、5月30日の元老会議と31日の閣議で、「帝国ノ対韓方針」と「対韓施設綱領」が決定された。植民地化を推進するマスタープランである⁽⁸⁾。

他方、先の計画で「副作戦地」とされたウスリー方面は、開戦前のものとは異なる作戦をとった。日本軍は元山へと増派し、同地の占領を確実にする作戦に転じた。元山へはソウル経由で陸路を利用した。城津には日本居留民がいたが、ロシア軍の接近に伴い4月には元山へと撤退した。沿海州よりロシア軍は南下し、咸鏡道の多くを占領下に置いた。主たる戦場ではなかったということもあるが、日本が優勢となった満洲方面とは異なり、咸鏡道方面の戦局は不透明であった。まず、1904年4月に元山港に停泊していた日本側船舶がウラジオストク艦隊に撃沈され、さらに同年6月にも同艦隊によって同港内の日本側船舶が撃沈され日本居留地が砲撃された（『日露戦

史』376～7、383頁)。咸鏡北道のロシア軍の動向について、日本軍の元山守備隊は4月下旬以来情報を得ることができず、5月21日になってようやくロシア軍が鏡城から南下を開始したことをつかむというありさまであった。約一ヶ月間、ロシア軍の動向を知ることができなかつたのである(『日露戦史』382頁)。5月25日に、駐韓日本公使林権助は外部大臣李夏榮に対して、咸鏡道の地方官がロシア軍の情勢について情報を知らせてこないことについて抗議している(『旧外』93～94頁)。ちなみに、5月10日には、平安南道安州の日本軍の守備隊が予期せずロシア兵に攻撃され、大打撃を受けるという事態が生じていた⁽⁹⁾。日本軍からしてみれば、ロシア軍がいつどこに現れるのか、つかみようのない状態だったのである。

だが、8月の蔚山沖海戦におけるウラジオストク艦隊に対する日本海軍の勝利以後、咸鏡道方面の戦局は転換した。これについて韓国駐劄軍司令官原口兼済は次のように述べた。

浦汐〔ウラジオ〕艦隊ノ敗竄ハ咸鏡道方面ノ状況ヲ一変シ、敵ヲシテ咸鏡道主要ノ通路タル海岸道ノ利用ヲ危殆ナラシムルト同時ニ、敵ノ海上ヨリスル働作ニ対シ元山地方ヲシテ安全ノ位置ニ立タシムルヲ得タリ。依テ駐劄軍ハ此際現在ノ兵力ヲ利用シ、其占領地域ヲ咸興安州ノ線ニ進メ、海陸ヨリスル数回敵脅威ニヨリ制限セラレアリシ元山地方ノ我軍勢力ヲ拡張シ、兼テ之ニ依リ京城ニ於ル皇室及韓民ノ進退ヲ鞏固ニセントス……⁽¹⁰⁾。

蔚山沖海戦による戦局の転換により、咸鏡道の北進が可能になったのである。また、咸鏡道の占領によってソウルの皇室と「韓民」の「進退」、すなわち、日本に対する支持を確実にすることをねらったものと思われる。

(2) 「軍政」の施行

日本軍は北上し、9月には咸鏡南道の中心地である咸興を占領した。それまで、元山のみをおさえていた日本軍の占領地域は一挙に拡大することになった。この頃、韓国駐劄軍は咸鏡道への「軍政」の施行を検討し、この件について林権助と協議した⁽¹¹⁾。そして、9月13日には、林権助は、外務大臣小村寿太郎に宛て「我軍進テ該地方〔咸鏡道〕ヨリ露軍ヲ掃討シタル後ト雖モ、韓国官吏民ヲシテ翻而我ニ信頼セシムルニ多クノ困難可有之」であるので、「該地方ニ対シテハ、特別ノ措置ニ出テ我軍ノ進行ニ従ヒ該地域ヲ我占領地ト見做シ、少クトモ觀察使及郡守ノ任免ニ関シテハ、我ヨリ進デ容喙スルノ権利ヲ保留シ置キ度他、地方行政ノ重要ナル事項ニ関シ韓国地方官憲ヲシテ帝国ノ設クル所ノ官憲若クハ軍事当局者ニ協議セシムルノ方針ヲ採用致度ト存候」と述べた⁽¹²⁾。

そして、ついに10月8日に、韓国駐劄軍司令官長谷川好道(9月8日に原口に代わって就任)は、咸鏡道内の日本占領区域に「軍政」を施行するという命令を発し、徳源以南は元山守備隊長天野清、徳源以北は咸興守備隊長宇垣一成に執行させることとした(『駐歴』146頁)。ついで、10月9日長谷川好道は、元山、咸興の両守備隊長に対して全12項目にわたる「軍政施行ニ関スル内訓」を与えた(『駐歴』227頁)。「軍政施行ニ関スル内訓」では、人事に関して、①日本軍にとって不利益を与える地方官を一方的に退去させたり、処罰させたりすることができるとし、②地方官がいなければ適当な人物に地方行政を担わせることとし、③新たな地方官の任命に際しては韓国駐劄軍司令官の承認状がなければ認めないとしている。

そして、1904年10月10日、林権助は李夏榮に対して、「軍政」施行を通告した。このとき、林は「咸鏡道ハ今ヤ事実上交戦地域ニ属シ、我軍ノ占領地区内ニ在テモ貴国官民ノ多クハ概ネ逃亡シ、地方行政殆ト行ハレス、故ニ軍事上ノ必要ニヨリ爾今該道内占領地域内ニ軍政施行致候條」と述べている（『旧外』326頁）。咸鏡道が「事実上交戦地域」に属しているとした上で、咸鏡道において地方官が逃亡などの形で欠けていることから、それを埋めるために「軍政」を施行するというのである。なお、この通告では「軍政」の中身として、地方官人事への干渉など具体的なことは一切韓国政府には知らされていなかった。ただし、通告には「人民ヘノ告示文」の写しが添附されており、このなかでは、「軍事行動ヲ妨害シタル者」「敵軍ノ行動上ノ利便ヲ計リタル者」「保安ノ害アリト認ムル者」「本司令官〔韓国駐劄軍司令官〕及駐在長官ノ発スル軍事命令ニ違反スル者」を「軍律ニヨリ之ヲ処分ス」とする（『旧外』326頁）。これは、1904年7月に朝鮮全土に施行された「軍律」より、適用範囲が広い。

なお、「当面ノ敵ニ対シ一時応用シ得ヘキ諸方面ノ守備兵ヲ混淆セシカ、統御上不便少カラサル」ために、咸鏡道の日本軍は、10月16日から12月中旬にかけて配置移動し、咸興附近を後備歩兵第三十二連隊（隊長島村耕作）、永興－元山間を後備歩兵第四十七連隊（隊長早田満郷）の管轄とした（『駐歴』146～147頁）。11月30日には、これらを咸鏡道諸隊と称し、司令部を置いた。咸鏡道諸隊指揮官には池田正介が就任し、池田は12月13日に元山に至った。

（3）「軍政」のねらい

以上を踏まえて、日本側の「軍政」施行のねらいがどこにあったのかを考えてみよう。「軍政」の施行は、ロシアとの戦闘の最前線である咸鏡道において、日本の戦争遂行を円滑にすることをねらいとしているように思われる。「軍律」の適用範囲が他地域よりも広げられ、民衆統制が強められているのは、その現れである。しかし、より重要なのは、史料に再三現れている地方官人事への介入という目的である。林は咸鏡道のロシア軍の動向を通報してこない地方官への苛立ちを募らせていた。そして、林は今後占領していくにあたって、そうした地方官の協力を得られる保証はないと見ていたものと考えられる。まして短期間で占領者が入れ替わるという事態のなかで、確実な協力を取り付けるのは容易なことではないと考えたのであろう⁽¹³⁾。戦争遂行のために特別な措置が必要だと日本側は考えたのである。なお、日本は朝鮮の占領にあたって地方官庁を通じて徴用等を行ったので⁽¹⁴⁾、地方官の確実な協力を取り付けること、地方官の欠員を埋めることが重要な意味を持っていた。

ここで確認したいのは、日本側が咸鏡道の地方官に対して、強い不信感と敵意を向けていたということである。日本側にとって不利になることを彼らがするのではないか、ロシア側を利する行為をするのではないかといった認識が、日本側には存在していたのである。

II 正当化の論理としての「軍政」

（1）「軍政」とは何か

前章では日露戦争の経緯を確認した上で、咸鏡道への「軍政」の施行過程を見た。そして、軍政の主たるねらいが地方官人事への介入にあることを指摘した。では、なぜ日本側は「軍政」という形式をとらなければならなかったのだろうか。

咸鏡道の「軍政」について論じる前に、「軍政」とは何か、そして、それは日露戦争当時どのような意味を持っていたのかを、満洲に対する日本軍による「軍政」の事例から確認しておきたい。国際法において、戦争に際して敵国領内に攻め入った軍隊が作戦または自軍の安全保持の必要上、または占領地の安寧及び秩序維持のために占領地域の人民・資源・建造物等を直接支配すること、すなわち軍政を布くことは、交戦国に認められている権利の一つであるという⁽¹⁵⁾。日露戦争時、日本は戦場とした満洲において「軍政」を布いた。満洲は第三国である清国の領域であり、清国は日露戦争が勃発した直後の1904年2月12日に局外中立を宣言していた。国際法上の交戦国でない以上、「軍政」を布くというのは筋が通らないことである。日本政府は、次のような論理で、「軍政」を施行することが国際法上合法であるとした。まず、日本政府は、清国が局外中立宣言にあたって満洲が日露両国軍の交戦地域となることをやむを得ず黙認する態度を示していると解釈した。その上で、満洲は日露戦争前に事実上ロシア軍の占領状態に置かれていたのみならず、その南端の遼東半島のうち旅順・大連地区はロシアが25年の期限付きで租借し統治しているロシアの一時的な領土というべき性格を帯びていたから、清国が満洲の交戦地域たることを認めたことは取りも直さず軍事占領の対象となり得ることを黙認したとすることもできると、日本政府は解釈したという⁽¹⁶⁾。これは強引な論理であり国際法違反の疑いがあるが、ここで確認したいのは「軍政」を正当化する際に満洲が「交戦地域」であることが根拠とされていたことである。なお、満洲に対しては、1904年5月頃から参謀本部と現地軍の要請に基づき陸軍省が軍政委員を任命して、軍政署を設置して、「軍政」を行った⁽¹⁷⁾。

(2) 正当化の論理

以上を前提に、咸鏡道において「軍政」という形で支配が行われた理由に迫っていこう。日本が強制した「日韓議定書」においては、日本側の建前に過ぎなかったとはいえ、朝鮮の「独立及領土保全」を「保証」するとの規定があった。それにもかかわらず、地方官人事に直接的に介入するのは筋が通らないことである。そこで、地方官人事への介入を正当化する論理として「軍政」が持ち出されたのではないか。

まずおさえたいのは、前述のように日本側が「軍政」を説明する際に、咸鏡道を「占領地」や「交戦地域」と見なすと述べている点である。これに関連して、次の日本軍内部のやりとりを参考に、日本軍の咸鏡道認識をさらに検討してみよう。1905年2月、韓国駐劄軍經理部長遠藤慎司は大本営野戦經理長官外松孫太郎に対して、「……元山以北〔咸鏡道のこと〕ノ如キハ、其戦地タルノ状況ニ於テ、全ク満洲地方ト異ル所無之」との理由から、満洲と同様に「韓人家屋」を無償で使用したい旨を申し出ている。これに対して、外松は「北韓ノ如キハ、御意見ノ通り満洲同様敵ノ一度占領セル地域ト見做セ」とし、特に「元山以北ノ戦地ニ在テハ、全ク無償主義ヲ実行相成可然存候」と回答している⁽¹⁸⁾。ここで「北韓」とされているのは、咸鏡道と戦争当初にロシア軍が南下した平安道のことであろう。このように韓国駐劄軍及び大本営は咸鏡道について満洲と同様に「敵」が一度占領した地域、「戦地」であるから、家屋は「無償使用」してよいと見ていたのである。

日本側は、咸鏡道を北上しながら占領を進めていくにあたって、地方官の協力を得ることは必要不可欠であるが、彼らに対して強い不信感と敵意を抱いており、彼らを除去したり、日本側にとって都合のいい人物に置き換える必要があると考えていた。しかし、「日韓議定書」を前提す

れば、それを国際法上「合法」的に遂行する術はない。そこで日本側は満洲「軍政」の経験を参照して、咸鏡道をロシアとの「戦地」「交戦地域」と見なした上で、国際法上「合法」だという前提で咸鏡道に「軍政」を施行することで、強力な内政干渉、特に地方官人事への介入をしようとしたのであろう。きわめて強引で、到底成り立たない論理である。咸鏡道への「軍政」は、1904年1月の朝鮮の局外中立宣言との関係から見た場合はもちろんのこと、日本側が強制した「日韓議定書」を仮に前提とした場合であっても、不法というほかない。

また、咸鏡道の「軍政」においては、満洲のように軍政委員を陸軍省が任命した上で軍政署が置かれたわけではなく、韓国駐劄軍司令官の命令で守備隊長に執行させる形式であり、簡略化されている。日本側には満洲と同様の「軍政」を布く意図はなく、「軍政」施行は地方官人事への介入を正当化するための建前であったものと看取される。

本稿が「軍政」にカギ括弧を付しているのは、以上の認識を踏まえてのことである。

Ⅲ 「軍政」の実態と朝鮮側の対応

(1) 「軍令」の布告と朝鮮側の対応

前述のように林権助は韓国政府に対して「軍政」の施行を通知したが、現地軍もまた、10月11日以降、「軍政」に関わる命令を地方官に通達していった。ここでは、咸興守備隊が咸鏡南道観察使に対して、新たに日本軍の占領下に入った咸興周辺地域の郡守に「軍令」等を「令達」することを求めていった事例①～⑤を取り上げる。「軍令」の内容を分析するとともに、それに対する朝鮮側の対応を論じていく⁽¹⁹⁾。

①1904年10月11日「軍令」(宇垣一成→咸鏡南道観察使李軒卿)

咸興守備隊長宇垣は、李軒卿に対して、咸興郡、定平郡、永興郡、高原郡、文川郡に向けて次の「軍令」を「訓令」することを求めた。

いかなる目的かを論ずること勿く、大日本軍部の許可を得ずに、妄佞に結社結党し多数人民集会し、檄文等属を頒布し、個人の武器携帯することを禁止するが、もし或いは犯す者が有らば、軍律に依って処分する。又従来に組織し有る団体でも本例に依って新たに認可を受けることが可なり(「来去案」699頁)

これを受けた李軒卿は、外部大臣李夏榮に対して、この「軍令」について説明し、「どうしてこれをするのか」と疑問を述べ、指示を仰いだ。これに対して、11月22日に韓国政府は、日本軍が示した事項については政府がすでに禁じているのだから、なぜ政府の許裁を得る必要があるのかと返答した。

次に①の「軍令」の特徴を検討してみよう。先に言及した「軍政施行ニ関スル内訓」では、「集会若クハ新聞、雑誌、広告等治安ニ妨害アリト認ムルモノハ之ヲ解散停止、又ハ禁止スルコト」との条項があったが、①は「治安ニ妨害」があるか否かを問わずに、「結社結党」「集会」等を許可制にし、違反者は「軍律」によって処罰するとしている。「軍政施行ニ関スル内訓」の枠を超えて、さらに強い支配政策を採用したといえる。また、武器の携帯を禁止した部分は、「軍政施

行ニ関スル内訓」における「何人タルヲ問ワズ銃砲、彈藥、其他危險ニ渉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時宜ニヨリ之ヲ押収スルコト」との条項を踏まえたものであろう。

なお、①の内容は、1904年7月の「軍律」にはない。『朝鮮駐劄軍歴史』で各種の「軍律」を確認してみた限り、「結社結党」に関連する条項としては、1905年1月6日にソウルとその附近（同地域には1904年7月より軍事警察が施行されていた）に施行された「軍律」（韓駐参第15号）のものがある。同「軍律」は、「四、党ヲ結ヒテ反抗ヲ企テ其ノ他我軍ニ対シテ抗敵ノ行為アリタル者」「十五、集会、結社又ハ新聞雑誌、広告等其ノ他ノ手段ヲ以テ公安秩序ヲ紊乱シタル者」を処分の対象としている（『駐歴』181～182頁）。①が「結社結党」「集会」を日本軍の許可制としたことは、それを上回る措置である。また、「武器」の携帯を禁止した条項は、『朝鮮駐劄軍歴史』に記された「軍律」等からは見出すことができなかつた。したがって、①は「軍政」のみに見られるより強力な支配政策といえる。

②1904年10月15日「軍令第二号」、宇垣一成→咸鏡南道觀察使李軒卿

宇垣は李軒卿に対して、咸興、永興、定平、高原、文川郡に宛てて、次の「軍令」を「令達」するように要求した。

- 一、軍政地域内で我が軍事行動を妨害する韓国人（たとえば道路橋梁鉄道電線等を破壊し、又は其の運用を妨害し、兵器彈藥糧秣被服、其の他軍需品郵便物、又は軍用建築物舟車等の毀損破壊、または盗取する者）は軍律に依り、これを処分すること
- 二、軍政地域内で新たに鉱山の採掘、森林の伐採等の如き多数の人員を使用する事業を起こそうという者は韓国地方官衙を経由して、在咸興大日本軍政官衙に願い出る事（「来去案」701頁）

これを受けて、咸鏡南道觀察使李軒卿は外部大臣李夏榮に対して事情を報告の上、指令を求めたところ、韓国政府は「これ軍事上の事なるに、前訓に依りて、遵辦することを可と為す。」（11月22日）と返答した。

②の特徴であるが、一、二ともに、「軍政施行ニ関スル内訓」に同様の条項が見られる。また、一については前述の「人民ヘノ告示文」にも同様のものが見られる。以上二項は、「軍政施行ニ関スル内訓」をそのまま適用したものと見られる。

なお、②の二については、他の「軍律」等では見られず、「軍政」特有のものと見られる。林権助が咸鏡道の行政について述べた史料では、「咸鏡道一帯ノ地ハ森林並ニ鉱山等ノ富源ヲ有シ居候」と述べ、咸鏡道の行政に特別に介入することは資源の確保の上で有効との文言が見られることから、二はこれらの資源の確保をねらったものと見られる⁽²⁰⁾。また、労働力確保の観点から出されたものと見ることもできる。

③1904年10月16日「軍令第三号」、宇垣一成→咸鏡南道觀察使李軒卿

宇垣は李軒卿に対して、咸興、永興、定平、高原、文川郡内に「訓示」を「令達」するようにと要求した。「訓示」の内容は次の3点である。(1) 日露戦争は「東洋平和」と「清韓擁護」のためにやむを得ず開戦に至ったものであり、日本軍に対して敵意を向けないようにせよ。(2) 朝

鮮の政治は腐敗しており、日本による「軍事警察上」も煩わしいので、それらを改めよ。(3) 日本軍が通過し、または宿泊する地方の人民は運搬用車輛、人夫、牛馬などを供給し、欠乏することがないように注意せよ（「来去案」702頁）。

これを李軒卿が韓国政府に報告したところ、政府は「これまた軍事に係わり、別に侵越の句語は無いので、依飭〔命令に従う〕することもまた不可ではない」と指令した。

④1904年10月19日「軍令第四号」在咸興諸隊指揮官事務取扱工藤永矩⁽²¹⁾→咸鏡南道觀察使李軒卿

工藤は李軒卿に、咸興、永興、定平、高原、文川郡に、「各郡管内咸興元山間の道路橋梁を軍隊通過することが容易なように修繕し、来十月中旬までに完了することが可なり。又該修繕工事に関しては将校を差遣し指導する事」と「令達」することを要求した。

これを受けた李軒卿が報告したところ、韓国政府は道路の修繕は地方の慣例に係わるものであって、日本軍によって委嘱されたものではないので、「弁理」（処理）せよと返答した（「来去案」703～704頁）。なお、「軍政施行ニ関スル内訓」には、「軍事行動ニ必要ナル道路、橋梁ノ修繕ハ地方費ヲ以テ之ヲ実施セシムルコト」との条項がある。

⑤1904年11月4日「軍令第五号」、咸興守備隊司令部→咸鏡南道觀察使李軒卿

咸興守備隊司令部は李軒卿に対して、咸興、永興、定平、高原、文川郡守に向けて「爾今貴官、並びに咸興定平永興高原文川の各郡守としては、公私間のいかなる用務たるを問わず、一泊以上其の所在地を離れる境遇〔場合〕には必ず当部を以て許可を受けること」との「軍令」を伝えることを要求した。これを受けた李軒卿が、外部大臣李夏榮に対して報告し、指令を求めたところ、政府は「なぜ必ずこの許可を受けなければならないのか」と疑問を呈しながらも、「主客の義」があるのだから、「ただすみやかに知らしむべきは妥当」と返答している（「来去案」706頁）。なお、同様の文言は「軍政施行ニ関スル内訓」・「軍律」等には見当たらない。

以上の分析から導き出されるのは、次の3点である。第一に、咸鏡道の「軍政」では、他地域に比べて、強力な支配政策がとられた。ロシアの占領を経験し、ロシアとの戦闘の最前線であるために、日本軍はより強力な政策を採用したのであろう。第二に、「軍政施行ニ関スル内訓」の内容を超えて、支配が強化された。第三に、少なくともこの時点では、政府と地方官の対応に温度差があった。咸鏡南道觀察使李軒卿は「軍令」について、疑問を抱いていたようである。それに対して、韓国政府は、少なくとも表面上は、概ね日本軍の指示を当然のことと見なしている。韓国政府の判断は「軍事」に係わることであれば、問題ないという論理が一貫している。この点は「日韓議定書」の第4条を踏まえた論理である。

（2）地方官の非協力

元山副領事大木要之介の咸鏡道に対する認識を見ることで、当時の状況を考察する。1904年12月、大木は、林権助に対して次のように述べている。

……目下我軍政施行内ニ在任スル郡守モ我軍隊ノ要求、例ヘハ道路橋梁ノ修繕人馬ノ召集等、

我手ニヨリ任命サレシ韓官ト同シク掌鞅斡旋致居候得共、渠等一方我軍ノ為メ奔走スルト同時ニ、此事ノ露軍側ニ聞ユルヲ恐レ逡巡、本心ヨリ奮励スル者ニ無之。而シテ一方ニハ其家族ハ北関〔ここではロシアに占領されている咸鏡道の北部側を漠然と指している〕地方露軍勢力範囲ニアルニヨリ、其家族ト往来上如シヤ無心ナルモ、自然此等ヨリ此方ノ軍情漏洩スル恐有之候。現ニ当徳源郡守李鍾完ノ如キ其一家ハ北青ニアリ毎月壺兩度ノ往復ヲナシ居ルハ事実ニシテ、新任ノ安辺郡守許源モ亦吉州人ニシテ一家故郷ニアリ⁽²²⁾。

みな表面上は日本軍に協力しているが、ロシア軍に伝わることを恐れ、本心からの協力ではない。さらに、ロシア占領地域に家族がいる者は、往来をしており、このことにより「軍情」が漏洩することになるかもしれない、としている。

また、同史料は郡守の非協力的な事例として「文川郡守丁祐燮〔丁裕燮の誤り〕ノ如キ、我軍ノ為メ不親切ニシテ、道路橋梁ノ如キ数回厳督ノ上、後レテ成就セシ」⁽²³⁾と述べる。こうした状況を述べた上で、大木は林に対して、それらの郡守の更迭を求めた。以上から、日露両占領地を行き来する地方官の存在が日本側に脅威であったこと、道路等工事において日本側に対して非協力的な地方官が存在したことが明らかになった。

(3) 人事介入の事例

①高原・甲山・利原郡守の赴任阻止

前述のように、日本側は朝鮮側に対して「軍政」を施行する際に、地方官の一部が不在であることを理由の一つとしてあげていた。ロシア軍による占領を原因として、咸鏡道の地方官の一部（たとえば高原・甲山・利原郡守など）が、機能していない状態にあったのは事実である⁽²⁴⁾。元山、咸興の両守備隊長に対する「軍政施行ニ関スル内訓」が、人事への介入に重点を置き、しかもそのなかで、地方官がない場合には、適当な人物に代行させるとしていたのは、こうした状況において日本側の利益を確保するためであろう。

「軍政」施行の通告直後、事実上郡守が機能していない高原、甲山、利原郡について、韓国政府は新たに郡守を任命する措置をとった。①10月14日に甲山郡守李根豊を「免本官」とした上で、代わりに金承杓を任命⁽²⁵⁾、②10月14日に高原郡守洪鳳観を「依願免本官」⁽²⁶⁾とした上で、代わりに10月17日に劉秉律を任命⁽²⁷⁾、③同17日に利原郡守の崔禹洛を「免本官」として、代わりに白南峻を任命した⁽²⁸⁾。日本側が「軍政」施行を通告した際に、地方官の不在を理由として挙げたことへの対抗措置であろう。

しかし、日本側は、韓国政府が新たに任命した金承杓、劉秉律の赴任を妨害した。①10月22日付で林権助は、李夏栄に対して「同氏〔金承杓〕ガ過般露国探偵ノ嫌疑ヲ受ケシ事情ニ鑑ミ、我軍ハ同氏ノ赴任ニ異議アル旨ニ付キ、右任命御取消相成候様致度」と要求した（『旧外』346頁）。金承杓は北青鎮衛隊の一員であったが、日本から親露派と目されて、罷免を要求され、退職に追い込まれた人物である⁽²⁹⁾。その金承杓をあえて地方官に任ずるところから、韓国政府の日本の圧力に抗する姿勢を読み取ることができる⁽³⁰⁾。②劉秉律が赴任する際、「元山に來り到るに、則ち日本兵站司令官曰く、京城軍司令部令飭の前には下去することを得ず」として、赴任を阻止された⁽³¹⁾。その少し後の日本側の記録では、劉秉律の「其次男ハ露語通譯ニ衣食セシ者ニ有之候」と、ロシアとの関係が問題視されている⁽³²⁾。家族がロシア語通訳だからといって、ロシアに協力的

であるとは限らないが、日本側はこのような論理で朝鮮人を警戒していたのである。

以上で見たように、韓国政府は地方官の空席を埋める措置をとったが、日本側はそれを妨害した。つまり、単に郡守の不在が問題にされたわけではなく、郡守が日本側にとって都合のいい人物かどうか問題とされたのである。

②高原郡守の交替

ここでは、日本軍が任意に人物を選んで、行政を担わせていた事例を取り上げる。①で見たように高原郡守劉秉律は1904年秋に日本軍によって赴任を阻止されていたが、そのまま赴任は認められず、翌年1月にはやむを得ずソウルに戻った⁽³³⁾。この間に日本軍は劉の印章を奪い、これを元山警務官朴洪昊に渡して高原郡守署理(代理)の職務を担わせた⁽³⁴⁾。日本側の記録によれば、朴洪昊は、情報提供者として日本側の信頼を得て、警務官に任命されたといい、高原郡守へと「就任」した後も徴発や橋の建設等で日本軍に協力したという⁽³⁵⁾。

1905年2月20日議政府議政臨時署理趙秉式は、劉秉律が叙任されてからしばらく経つにもかかわらず、赴任しないのは問題であるので、「免本官」とすべきであると奏上した⁽³⁶⁾。『皇城新聞』は、韓国政府が20日に劉秉律の免官を決めた旨を報じている⁽³⁷⁾。そして、2月27日に韓国政府は、朴洪昊を高原郡守に叙任した⁽³⁸⁾。この人事は、日本側の介入に屈したことを意味する。

ところが、1905年10月10日に至って、韓国政府は劉秉律の懲戒を取り消した。当人が赴任しなかったもので免じたものの、その後事情を調べたところ、許すべきであると判断したとのことであった⁽³⁹⁾。韓国政府は当初、劉秉律がなぜ任地に赴かないのか、理由を把握できていなかったであろう。

③咸鏡南道觀察使の罷免要求

1905年2月9日、林権助は、李夏榮^{マ マ}に対して、「貴国咸興觀察使李軒卿氏ハ其施政当ヲ得サル事多ク、随テ我軍事上ニ及ホス所ノ害少シトセス。仍テ至急同人ヲ免職」することを要求した。さらに、「本件ハ軍事上至急ヲ要シ候ニ付、一兩日内ニ之カ実施ヲ見ル様致度。自然右御実行ノ遅延スル場合ニハ、我軍ニ於テハ適宜処分ノ途ヲ執ルノ外ナ」しとした⁽⁴⁰⁾。軍事力によって直接交替させることも厭わないということであろう。日本軍側の記録では「李軒卿ハ老朽無能且頑固ニシテ、我軍ニ対シ不利ノ動作多キヲ以テ、我軍政官ハ之ニ退去ヲ命シ、軍司令官ハ之ヲ韓国政府ニ通告セシカハ、同政府ハ即時革職シテ申箕善ヲ其ノ後任ト為セリ」とされている(『駐歴』149頁)。また、黄玆『梅泉野録』は「倭人〔日本人〕は、咸南觀察使李軒卿が軍政を妨碍したので、罷免を要求した。申箕善をこれと交替させた」と記録する⁽⁴¹⁾。『官報』には2月21日に申箕善が咸鏡南道觀察使に叙任されたことは記されているが⁽⁴²⁾、李軒卿の解任記事は発見できなかった。

④城津監理人事への介入

1904年10月11日、事実上空席となっていた城津監理に趙鍾桓が任命された⁽⁴³⁾。韓国政府に「軍政」施行の旨が通知された翌日のことであることから、この人事も①で見た韓国政府による地方官を埋める措置であると思われる。しかし、趙鍾桓はロシア軍占領地であるために赴任できなかったと見られ、城津監理は事実上空席状態が継続した。その結果、1905年2月7日まで、城津監

理署主事沈鍾禹が監理署理を務めることになった⁽⁴⁴⁾。

1905年2月、日本軍は「北関方面ノ敵ハ其ノ行動概シテ活発ナラサル」ために、韓国駐劄軍は北方へと占領地の拡大を目指した（『駐歴』149頁）。ロシア軍は1月下旬より撤退を開始していたようであり、ロシア軍主力は鏡城において日本軍と対峙する態勢をとるに至った（『日露戦史』411頁）。

2月7日、ロシア軍は沈鍾禹を鏡城に拉致した。拉致の理由は不明であるが、ロシア軍が撤退することに伴って日本軍へ情報が漏洩することを恐れたのではないだろうか。そして「俄兵〔ロシア兵〕が余存の軍糧を同月〔2月〕二十三日に没数〔全部〕衝火し……〔城津から〕撤還を為した⁽⁴⁵⁾。一方、咸鏡道諸隊は池田正介の指揮下、咸興に集合した後備歩兵第四十七連隊本部及び第二大隊（第七中隊を欠く）が、16日より前進し25～27日にかけて城津に至った。また、後備歩兵第三十二連隊は28日に臨瀛駅を占領した（『日露戦史』400頁）。

すでに1月27日、大本営は、咸鏡道のロシア軍を豆満江以北に後退させるための作戦軍として、後備第二師団を編成していた。そして、同師団の第一次輸送部隊は日本を出発し、3月1日に城津に揚陸を開始し、4日までに完了した。後備第二師団長の三好成行の到着を待って、池田正介の指揮下に入った。そして、咸鏡道諸隊を北関支隊と改称した（『日露戦史』400～401・411頁、『駐歴』149頁）。

それでは、日本軍占領下の城津はどのような状況に置かれたのであろうか。3月3日、城津監理署理主事李鍾振は、李夏栄に対して、次のように報告している。すなわち、日本軍は監理印章・裁判事印章・警務署印章を、日本軍の接応委員である李永植に交付し、監理の仕事させている。そこで李鍾振は日本軍に対して、これは韓国政府の命令によるものではないと抗議をしたが、とりあってもらえなかった。さらに日本軍の意向の下に羅泰鉉が総巡に就任した、と⁽⁴⁶⁾。李永植は、1904年6月に日本軍接応委員に任じられ元山に数ヶ月滞在した後、9月に日本軍とともに北進して咸興へと至り、さらに1905年2月25日に城津へと至った人物である⁽⁴⁷⁾。日本軍と行動を共にするなかで、日本軍からの信頼を得たと推測される。このように日本軍は、城津でも日本軍に都合のよい人物を選んで、監理の職を担わせていたのである。

李鍾振の報告によれば、3月24日、趙鍾桓が監理に赴任するために城津郡にやってきたが、どういうわけか赴任はせずに、30日に上京したという⁽⁴⁸⁾。李鍾振から見て趙鍾桓の行動は不可解だったわけであるが、『皇城新聞』はこの間の事情について、趙鍾桓の韓国政府宛の電報を紹介して、日本軍が韓国駐劄軍司令部の許可が無いことを理由に就任を禁止したためであると報道している⁽⁴⁹⁾。

6月5日林権助は、李夏栄に対して、日本軍が城津監理の仕事を担当していた李永植を、正式に同監理に任命するように要請した（『旧外』592～593頁）。すでに4月には、日本は「韓国保護権確立の件」を閣議決定しており、「保護国化」が念頭に置かれていた。こうしたなかで、日本軍が占領地で直接に介入した人事について、韓国政府レベルでも認めさせようという動きが生じたものと考えられる。林権助の要請に対して、6月7日、李夏栄は韓国政府が新しい城津監理を選ぶ旨を返答した（『旧外』、613～614頁）。そして、韓国政府は後任に新たに李元栄を据えようとした⁽⁵⁰⁾。しかし、8月14日、林権助は李夏栄に対して、李元栄の就任の条件として、①李永植が監理の職務を「代行」したことについて、正当に承認すること、②李永植の「功績」に対して、新たなポストを用意することを提示した（『旧外』683～684頁）。しかし、韓国政府はこれに

応答しなかった。すると、8月25日林権助は李夏榮に対して、至急返答をするように要求した(『旧外』715頁)。その後、日本側の再三の要求に妥協をせざるを得なかったようで、10月9日に李永植は、鍾城郡守に任命された⁽⁵¹⁾。16日に日本公使萩原守一は、外部大臣朴齊純に対して李元榮に対して日本軍の承認状を発給するので、本人に交付せよと通知した(『旧外』、782頁)。

(4) 「軍政」への韓国政府の抗議

人事への介入が強まるなかで、韓国政府は日本側に対して、「軍政」について抗議した。そのきっかけとなったのは、1905年1月2日の咸鏡南道觀察使李軒卿による「報告書第一号」「報告書第二号」であった。李軒卿は、この二文書を通じて、前年12月に日本軍が通知してきた内容について、李夏榮に報告したのであった。

号数は前後するが、まず「報告書第二号」(「来去案」708～711頁)では、1904年12月7日に早田満郷が各郡守に対して、「軍政」について「訓示」したことを報告している。「訓示」では12の条項が示されているが、すでに地方官や韓国政府に対して示されてきた事項がほとんどである。ただし、第一項は「韓国の現在の地方官をして、秋毫も我が軍に対して不利益な行動をしたり、また不適任と認められる者が有るときは、任地から退去を命じ、また之を処罰し、適任者を選挙し地方行政の事を掌らしむる事」と述べている。朝鮮側に対して、地方官人事に干渉する旨を知らしめたのは、これが最初と思われる。

この報告を受けた韓国政府は、1905年1月17日に李軒卿に対して、「訓示」及び「退去」「選挙」などという語句は大変問題があるとして、林権助に「駁照」すると回答している。早田自身が地方官に対して「訓示」をしたということ、しかもそのなかで「退去」させるとか「選挙」するなど述べたことが、韓国政府には重大な問題であったのである。地方官人事への干渉は、1904年のはやい時期から行われていたが、これまでは外部大臣と駐韓日本公使の間という「公式」の外交ルートを利用して更迭要求などがなされてきた⁽⁵²⁾。韓国政府を頭越しに、直接に地方官人事を掌握しようという動きは、韓国政府にとって到底許容しがたいものだったのである。

次に「報告書第一号」(「来去案」707～708頁)を検討しよう。これは、1904年12月13日に早田満郷が文川郡守丁裕燮、永興郡守洪淳旭、安辺郡守許源の三郡守に、次の通告をしてきたことを、報告したものである。早田の通告は、「北関⁽⁵³⁾各地方で其郡内に税金(戸銭田結之類)を徴集するために、派員をするときには、速やかに告げ指揮を請うことを可とする。もし報告することを怠慢する者が有るときには、これの処分をする」との内容であった。ここで、徴税員を派遣する際に、指揮を請うように要求したのは、徴収した税をロシア軍に提供する者がいるのではないかと日本側が疑っていたからである⁽⁵⁴⁾。

この報告を受けた韓国政府は、1905年1月17日に李軒卿に対して、税金の徴収が「軍政」とどのように関係するのかと疑問を呈し、日本による干渉が行われ、「報告」「指揮」等の語句が記されたのはきわめて問題なので、林権助にその旨を通告すると返答した。

直後の1月19日、李夏榮は林権助に抗議したが、その内容は次のとおりである。すなわち、「軍政」を施行するにあたっては、「軍事の範囲内」において施行すべきであり、これ以外の部分についてはもとより「越俎干渉」すべきではない。まして「税制」は、各郡守が政府の命令に基づいて行うべきことであって、「内事」に関わることで、軍政官が「指揮」することではない。「報告」する義務もないので「慢報者」(報告をおこたる者)を「処分」というのは、きわめて

不当である。また、日本の軍政官は、どうして「友国」の「命吏」（王が任命した官吏）に対して、恣に退任を命じ、処罰を行い、さらには自ら選任するのであろうか。驚きあきれざるを得ない。これは到底「交渉平等之道」ではない、と（『旧外』410頁）。

また、前述の李軒卿は、解任直前の2月20日、李夏榮に対して、早田満郷が「新任の地方官は韓国駐劄軍司令官の承認状を受得した者でなければ、就任と職務を為すことはできない。……郷長の如き官吏は、其の地方の日本軍政執行官の承認を預め受けた後、任命するのが可なり」と通告してきたことを、報告した。承認云々の内容が、韓国政府に知らされたのはこのときが最初である。これに対して、韓国政府は4月2日の返答のなかで、「国権侵害が関わる所がきわめて重い」とし、日本側を詰問するつもりだと述べている⁽⁵⁵⁾。

直後の4月3日、李夏榮は林権助に対して、再度抗議しているが、その内容は次のとおりであった。「官吏の進退」については「主権」がある。もしも官吏に問題があれば、韓国政府自らが対応すべきことである。聞くところによると、咸鏡南道觀察使を脅迫したり、城津監理を追放したりしたというのではないか。驚きあきれざるばかりであるので、こうした誤りがなくなるように韓国駐劄軍司令官に対して伝えるようにせよ、と（『旧外』492頁）。このときには、韓国政府は觀察使や城津監理に対する日本軍の介入を把握していたのである。

さらに、1905年5月3日、日本臨時代理公使萩原守一は李夏榮に対して、洪原郡守として申祐均を新たに任命するのを取りやめるように要求した（『旧外』537頁）。現在の郡守曹斗煥が日本軍のために相当の「便宜」をつくしており、「目下ノ場合新任ニテハ到底我軍事上ノ要求ヲ充タスコト不能」であるとす。翌4日、李夏榮は、萩原守一に対して、「命吏黜陟」は朝鮮の主権に属するものであり、「他人の仮貸を容れず」と要求を拒んだ（『旧外』539頁）。

以上で見た李夏榮の抗議は、日本軍の行為が明確に朝鮮の主権を侵害していることを指摘したものである。その際、「軍政」はあくまでも「軍事の範囲内」で施行すべきだという論理が示されている点は注目される。すでに見たように1904年内において日本の「軍令」について韓国政府は「軍事」に係わることであれば問題ないとの姿勢を少なくとも表面上は示していたが、韓国政府から見て「軍事」の範囲を逸脱する介入があったことが確認されるや、抗議に乗り出していったと把握することができるだろう⁽⁵⁶⁾。これは「軍政」の本質を見抜き、日本の侵略を告発したものであると評価できる。

「軍政」のあり方をめぐって、対立が生じるなか、1905年5月11日、日本臨時代理公使萩原守一は、6か条にわたって、「軍政」施行の条件を通告した。内容はこれまでに日本軍が通告してきた内容を、再確認するものであった（『旧外』558～559頁）。

IV 咸鏡北道の占領と抵抗

ここではまず、日本軍が咸鏡北道を占領するに至るまでの、戦局の変化を確認しよう。

1905年3月10日の奉天会戦は日本の勝利に終わった。翌3月11日に、大本営は次のような作戦を立てていた。朝鮮北部のロシア軍を撃滅し、ウスリー方面のロシア軍に対して、一もしくは二師団を豆満江附近に派遣して、「韓国ノ防衛」に任じさせ、「満洲方面ノ状況ヲ許スニ至レハ、満洲軍ノ一部ト北韓部隊トヲ以テ別ニ一軍ヲ編成シ、海軍ト協力シ浦潮斯徳〔ウラジオストク〕及附近ヲ略取セン」というものであった（『日露戦史』412～413頁）。きわめて積極的な計画である。

満洲方面は持久にとどめ、速やかに戦局を終止させるため、有力な軍隊をしてウスリー方面とサハリンに戦争を拡大しようという計画であった（『大本営』117頁）。特にウラジオストクの占領については、「露国ヲシテ、東洋ニーツノ根拠地ヲモ保有セシメサルヲ要ス。浦潮斯徳ノ永久占領ハ其ノ手段ナリ」とする（『大本営』116頁）。

しかし、バルチック艦隊がシンガポールに到着したとの報告を受けて、この計画は中止された。その後、バルチック艦隊がベトナムのカムラン湾に留まったとの情報が入るとともに、ウスリー方面のロシア軍が鏡城に向かって南下したようであるとの情報を得て、4月末から5月にかけて後備第二師団の残部を朝鮮へと渡らせた（『日露戦史』412～413頁）。こうしたなかで、ウラジオストク占領という方針は消えた。

1905年5月28日、日本海海戦において、日本海軍はバルチック艦隊を壊滅させた。これに伴って、「軍司令官ハ今ヤ師団ヲ鏡城附近ニ進ムルモ危険無シトシ」た（『日露戦史』、417頁。『駐歴』152～153頁。）。6月7日頃には、ロシア内部で講和の動きがあった（『大本営』123頁）。大本営陸軍部は、この機会に各方面とも攻勢をとって講和を促進し、あわせてその条件を有利にしようとした（『大本営』124頁）。こうして、日本軍は6月前半から逐次前進を遂げ、6月19日には鏡城を占領し、6月26日には輪城を占領した（『日露戦史』417頁、『駐歴』152～153頁）。最終的には9月3日に会寧を占領した。

鏡城など咸鏡北道方面への日本軍の前進の際、同地域の地方官は「我〔日本〕軍政執行ヲ無視シテ、地方物資及運搬材料ノ徴収ヲ困難ナラシム」といった抵抗を行った⁽⁵⁷⁾。1906年7月に鏡城を日本軍が占領した後も、抵抗が続けられた。咸鏡北道観察使李允在は1904年夏の段階で、日本の要求を背景として、観察使を罷免されていたが⁽⁵⁸⁾、日本軍が鏡城を占領すると「観察使代理李允在ハ曩ニ政府ヨリ革罷セラレタルニ拘ラス、依然官印ヲ帯ヒ我軍ニ不利ナル布令ヲナシ、且ツ非礼ノ態度多キ」と記録されるように、李允在は観察使として振る舞って、日本側への抵抗を継続した。そこで、「師団長ハ其ノ官印ヲ奪ヒテ退去セシメ、鏡城郡守〔沈憲澤〕ヲシテ一時其ノ職務ヲ執行セシメタリ」（『駐歴』153～154頁）。李允在は、咸鏡道明川出身であり、李容翊の甥であった⁽⁵⁹⁾。李容翊は皇帝側近の政治家であり、やはり明川出身であるが、日本側の介入に強力に抵抗したことで知られる人物である⁽⁶⁰⁾。

李允在が抵抗を継続し得たのは、咸鏡道において「豪族儒者ノ勢力」が強い力を持っていたことと無関係ではないように思われる。1898年に日本側が作成した史料によれば、「咸鏡道ハ観察使郡守ノ威令行ハレズ」、「豪族儒者ノ勢力強大」であった。他道から赴任した地方官は、まるで「遠嶋」のように感じるといい、他道の者がこの地域を治めることが困難だったというのである。そして、咸鏡道の郡守は多くが「土地ノ勢力家」であったという⁽⁶¹⁾。李允在は前述のとおり咸鏡道明川出身であり、李允在自身もこうした「勢力家」の一人だったと思われる。中央政府が任を解いてもなお、李允在の権力行使が可能だったのは、こうした強力な勢力の存在ゆえではないだろうか。前述した、日本軍が咸鏡北道へ前進した際の地方官の抵抗も、李允在を中心として、咸鏡道の「豪族儒者ノ勢力」によって担われたのではないかと見られる。さらにいえば、前述した日本軍に非協力的な各郡守の動きは、こうした「豪族儒者ノ勢力」を基盤としたものではないかと思われる。

1905年9月にポーツマス条約が結ばれ、日露戦争は終結したが、日本の人事介入は継続した。10月19日付で、日本臨時代理公使萩原守一は、外部大臣朴齊純に対して、「鏡城郡守沈憲澤ハ韓

国政府ニ虚偽ノ報告ヲ為シ官紀ヲ紊リ、甚シク軍政ノ施行ヲ妨害スルニ由リ、師団長ハ之ヲ会寧ニ招致シ其印章ヲ収メシニ、空筐ヲ納メテ軍政執行官ヲ欺カントセシ等不都合ノ廉不少、依テ之ヲ免官シ官禁ノ処分ヲ為シタル旨、大谷駐劄軍参謀長ヨリ申出候……」と通知した（『旧外』793頁）。11月14日に鏡城郡守沈憲澤は、「依願免本官」となったが⁽⁶²⁾、実態は日本によって強制的にやめさせられたのであった。沈憲澤は、観察使李允在を「退去」させた後に、その職務を日本軍によって担わされていた人物である。沈憲澤もまた日本に対して抵抗し、結局監禁され、免職に追い込まれたのである。

日露戦争の終結に伴い、「軍政」に関する訓令・訓示は、1905年10月18日に廃止された。これに代わって、「地方行政ニ関スル内示」が駐劄師団長に与えられ、従来よりはやや制限されるものの、引き続き地方行政への介入が図られていくことになった（『駐歴』240～242頁）

おわりに

日露戦争において、咸鏡道は日露両軍の戦場とされた。咸鏡道は主戦場ではなかったものの、日本軍から見たときに同地の戦局の行方は不透明であり、必ずしも軽視できなかった。日本軍からすると咸鏡道はロシア軍との戦闘の最前線にあたる地域であるため、咸鏡道の占領地域に対しては強力な介入政策を必要とし、1904年10月から「軍政」を布いた。「軍政」においては民衆統制が他地域よりも強められたが、主眼となったのは地方官人事への介入である。日本軍は、咸鏡道における戦争を有利に進める上では、同地の地方官の協力を確実に取り付ける必要があると考えていた。ただし、一度ロシア軍の占領下に置かれた地域である上に、短期間で両軍の占領地域が入れ替わるという状況のなかで、咸鏡道の地方官の協力を確実に取り付けられる保証はないと、日本側は考えていた。そして、日本側は、地方官が日本軍にとって不利な行動をとることを強く警戒し、地方官に対して不信感と敵意を抱いていたのである。

日本側による地方官人事への介入は、韓国政府による局外中立宣言はもちろんのこと、日本が韓国政府に対して強制した「日韓議定書」の論理にすら反するものであった。そこで、日本側は咸鏡道を「占領地」「交戦地域」と見なすことで、国際法上の「軍政」を施行することが可能だと無理矢理に解釈し、地方官人事への介入を正当化したのである。他地域とは異なり「軍政」という形式をとることになった理由はここにある。だが、国際法上「軍政」が施行できるのは交戦国の領域に対してである。局外中立宣言していた朝鮮は中立国である。また、仮に、日本が強制した「日韓議定書」の論理に立ったとしても、朝鮮は日本の「同盟国」である。したがって、日本による「軍政」は、国際法上なら正当性がなく、不法にあたる。なお、満洲とは異なり咸鏡道には軍政署は設置されなかったが、これは「軍政」という形式をとったことが地方官人事への介入を正当化するための口実に過ぎなかったことを物語っている。

「軍政」において日本軍は、地方官の赴任を阻止する、印章を奪う、地方官を監禁する、日本軍に協力する人物を任意に選んで行政を担わせるなど、露骨に朝鮮の主権を侵害した。こうした行動の背景には、朝鮮の地方官に対する強い敵意と、朝鮮に対しては何をしてもかまわないという意識があるように思われる。そして、「保護国化」の方針が固まるにつれて、任意に行政を担わせた人物を正式に地方官に任命するように、韓国政府に迫っていた。

以上のように、「軍政」の検討を通じて浮かび上がるのは、日本側が朝鮮側を敵対視し、自ら

が強制した「日韓議定書」すら蔑ろにして露骨に朝鮮の主権を否定していたということである。日露戦争が、朝鮮側に敵意を向けながら展開した日本の侵略戦争であったという事実は、「軍政」に注目することでより明確になると思われる。近代日本の朝鮮侵略史を認識しようとする際に、「保護国化」に先立つ咸鏡道の「軍政」は、決して看過できない、重大な事実であることを強調したい。

ところで、日本の朝鮮植民地支配には、日本の朝鮮に対する戦争状態が伏流化しているとの指摘がなされている。姜徳相は、関東大震災下の朝鮮人虐殺を論じる際に、「震災での虐殺事件の前提としてすくなくとも30年に亘る前史、即ち甲午農民軍との戦争、そして露日戦争後日本の強占に反対して全土を鮮血で染めた7年に亘る義兵戦争を含めた「敵視」の思想形成を語らねばならぬ」と述べる。さらに、姜は、1910年代の憲兵支配や、三・一運動弾圧における武力行使などをとりあげ、ここに戦争状態の伏流化を見いだしている。そして、そうした朝鮮に対する敵視と武力行使の連続線上に震災下の虐殺があったと見るのである⁽⁶³⁾。本稿は、「軍政」の検討を通して、日本側が朝鮮側を敵対視し、朝鮮の地方官人事を日本軍が強圧的に掌握した事実が、植民地化政策の本格化の起点に存在していたことを明らかにしてきた。こうした事実は、朝鮮に対する敵視の形成過程を検証し、植民地支配が戦争状態を伏流化させたものであることを考察していく上で、重要な意味を持つように思われる。

最後に、「軍政」に対する朝鮮側の対応を整理しておこう。「軍政」に対して、朝鮮側は強く反発した。韓国政府は「軍政」施行当初、軍政において日本側が人事に介入するなどの事実を知らされていなかったが、「軍政」の実態について報告を受けるやいなや、日本側に抗議した。ここでは「軍政」が朝鮮の主権を踏みにじるものであることが明確に主張されており、日本の侵略を強く非難している。

そして、日本の侵略と全面的に対決したのは、地方官を含む咸鏡道の「豪族儒者ノ勢力」であった。咸鏡道では地方官の多くは「豪族儒者ノ勢力」によって担われていた。咸鏡道の地方官の対応には、「軍政」や「軍令」など内政干渉に対して違和感を抱いていた者もいたし、日本に抵抗・非協力を行う地方官も多かったのである。とりわけ、日本軍が北進した際の、咸鏡北道における「豪族儒者ノ勢力」を中心としたと思われる抵抗は強力であった。

注

- (1) 咸鏡道は、1895年の23府制の施行に伴う鏡城府・咸興府・甲山府への三分割を経て、翌1896年に咸鏡南道・咸鏡北道という二つの道へと再編成された。ただし、本稿では便宜的に咸鏡南・北道を合わせて、咸鏡道と呼称することにする。平安道も南北両道を指す用語として使用する。
- (2) 朝鮮全域では日本軍による「軍律」が施行されていた。韓国駐劄軍は、1904年7月2日に軍用鉄道・電信線を破壊する者を死刑に処する「軍律」を主要鉄道・電信線沿線に公布した。7月9日には韓国駐劄軍は処罰対象を鉄道・電信線以外に対する行為にも拡大し、「韓国一円」へと施行範囲を広げた。咸鏡道ではこれに加えて「軍政」が施行された。
- (3) たとえば、武田幸男編『朝鮮史』山川出版社、2000年。また、これらの「条約」や「韓国併合」そのものについて、不法性・無効性が指摘されている。笹川紀勝・李泰鎮編『国際共同研究 韓国併合と現代』明石書店、2008年など参照。
- (4) 松田利彦は咸鏡道の「軍政」について簡潔な言及をしているものの、本格的な検討が待たれる状況である

(松田『日本の朝鮮植民地支配と警察——一九〇五～一九四五年——』校倉書房、2009年、40～41頁)。なお、日露戦争下における朝鮮内のロシア軍の動向については、ロシア側史料を活用したシム・ホニョンの研究がある(シム『韓半島で展開された露日戦争研究』国防部軍事編纂研究所、2011年、朝鮮語)。また、日露戦争と朝鮮に関する最新の研究として、日本海軍の動向を中心に論じた金文子『日露戦争と大韓帝国』高文研、2014年がある。

- (5) 鄭「露日戦争に対する韓国人の対応」歴史学会編『露日戦争前後日本の韓国侵略』一潮閣、1984年(朝鮮語)、趙「日露戦争と朝鮮」安田浩・趙編『戦争の時代と社会—日露戦争と現代—』青木書店、2005年。趙『近代朝鮮と日本』岩波新書、2012年。君島「日露戦争下朝鮮における土地略奪計画とその反対闘争」(旗田巍先生古希記念会編『朝鮮歴史論集 上』1979年3月、龍溪書舎)。愼『植民地朝鮮の警察と民衆世界1894—1919—「近代」と「伝統」をめぐる政治文化』有志社、2008年、5章。
- (6) 「対露作戦計画ノ大方針及作戦経過ノ概要」『大本営』100頁。
- (7) 和田春樹『日露戦争一起源と開戦—』下巻、岩波書店、2010年、302頁。前掲金文子、327頁。金文子は、2月6日の鎮海湾・馬山電信局占領について、「局外中立を宣言していた大韓帝国に対する明白な侵略行為であり、開戦後いち早くソウルを軍事占領した日本軍によって、二月二三日に韓国に不法に強要された「日韓議定書」によっても、決して合理化しえないものであった」と指摘している(327頁)。
- (8) 海野福寿『韓国併合史の研究』岩波書店、2000年、129～133頁。
- (9) 『旧外』93～94頁。「安州予備隊は敵騎約200の攻撃を受ける」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C06041188000、「第28号第一軍戦報 第一班」(防衛省防衛研究所)、1画像目。
- (10) 「37.8.26 原口司令官 浦塩船隊は咸鏡道方面の状況を一変す外」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C06040455800、「明治37年8月 謀臨綴 大本営陸軍参謀部 保管」(防衛省防衛研究所)。
- (11) 「咸鏡道二軍政施行ノ件」林権助→小村寿太郎、1904年10月18日(市川正明編『日韓外交文書6 日露戦争』301頁)。『駐歴』146頁。
- (12) 林権助→小村寿太郎、1904年9月13日(前掲『日韓外交文書6』287～288頁)。
- (13) 林が、小村宛の別の文書のなかでも、「我駐劄軍司令官ニ於テ元山以北へ軍ノ一部ヲ進メタルニ関シ、占領地附近地方官ヲ統監スルノ必要ヲ感シ」、「軍政」の施行に至ったことを説明していることも、このことを裏付けている。「咸鏡道二軍政施行ノ件」在韓園林公使→小村外務大臣、1904年10月18日(前掲『日韓外交文書6』301頁)。
- (14) 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』岩波書店、1976年、558頁。
- (15) 佐藤三郎「日露戦争における満州占領地に対する日本の軍政について—近代日本交渉史上の一齣として—」『山形大学紀要(人文科学)』第6巻2号、1967年。田岡良一・畝村繁『国際法』青林書院、1957年。
- (16) 前掲佐藤、21～23頁。
- (17) 前掲佐藤、23～29頁。加藤聖文「日露戦争と帝国の成立—満洲経営の内部矛盾—」東アジア近代史学会編『日露戦争と東アジア世界』ゆまに書房、2008年、175～177頁。
- (18) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C03026257100、明治38年「満大日記 2月下」(防衛省防衛研究所)。
- (19) 「去案」を見る限り、元山守備隊が咸興守備隊による①～⑤のような「軍令」を発していた記録はない。「軍政施行ニ関スル内訓」は元山守備隊にも与えられているので、基本的には同様の支配を行ったものと考えられる。また、①や⑤のような「軍政施行ニ関スル内訓」の範囲を超えた「軍令」が、元山守備隊でも出されていたかどうかは不明である。咸興守備隊の占領下—新たな占領地であり、ロシアとの戦闘の最前線である—では、元山守備隊以上に強い支配政策がとられたという可能性もある。

- (20) 在韓国林公使→小村外務大臣、1904年9月13日（前掲『日韓外交文書6』287～288頁）。
- (21) 10月18日で宇垣が咸興守備隊を離任することを受け、次の司令官である島村耕作が到着するまで、工藤が咸興守備隊及び軍政の業務を指揮することになっていた。（「報告書第六十五号」「来去案」703頁）。
- (22) 各機密第22号「郡守更迭之件」元山副領事大木安之助→駐韓公使林権助、1904年12月17日（大韓民国教育部国史編纂委員会編『駐韓日本公使館記録』23、1991年、17～18頁）。
- (23) 同上。
- (24) 高原郡守はロシア兵によって負傷させられ、治療のため任地を離れていた（『皇城新聞』1904年6月9日付、6月21日付）。また、利原・甲山郡守はロシアによる占領を背景として病などを理由としながら免官を請うている。利原郡守は任地から逃げだそうとし、甲山郡守はその後に任地から離れている（『皇城新聞』1904年5月5日付、6月15日付、10月12日付、『官報』1904年10月18日付（前掲『旧韓国官報』13、946頁））。
- (25) 『官報』1904年10月18日付（前掲『旧韓国官報』13、946頁）。
- (26) 同上。
- (27) 『官報』1904年10月20日付（前掲『旧韓国官報』13、956頁）。
- (28) 同上。
- (29) 拙稿「日露戦争初期の朝鮮東北部—日本の介入をめぐる—」『アジア民衆史研究』18、2013年。
- (30) なお、日本の要求に対する韓国政府の返答は見当たらなかった。詳細な経緯は不明だが、『官報』1905年2月28日付によれば、甲山郡守金承杓が「依願免本官」となった（『旧韓国官報』14、亜細亜文化社、1974年、178頁）。
- (31) 『皇城新聞』1904年12月10日付。「下去」は、地方に赴くことの意である。
- (32) 前掲、各機密第22号「郡守更迭之件」。
- (33) 『皇城新聞』1905年1月24日付。
- (34) 1905年2月の咸鏡南道観察使李軒卿の報告によれば、劉秉律の代わりに元山の警務官である朴淇昊が、日本軍により高原郡守署理に任命されたという（『皇城新聞』1905年2月9日付）。この朴淇昊は、韓国政府内部（内部は部署名）に対して、電報で「駐港日本軍司令官が高原郡守の印章を本官に交付し、該郡職務を執行せよというので、何を以て措処するのか、即ち下示することを伏して望む」と求めている（『皇城新聞』1905年2月20日付）。ただし、劉秉律が5月に請願したところによれば、劉は日本軍に「印章を勒奪〔強奪〕」されたという（『皇城新聞』1905年5月4日付）。
- (35) 「上奏案」（副統監曾禰荒助→総理大臣西園寺公望、1907年12月21日）の付属文書「調書」（国史編纂委員会『駐韓日本公使館記録』32巻、1993年、262頁）。
- (36) 『官報』1905年2月23日付（前掲『旧韓国官報』14、161頁）。
- (37) 『皇城新聞』1905年2月22日付。ただし、官報では免官の記事を発見できなかった。
- (38) 『官報』1905年3月2日付（前掲『旧韓国官報』14、204頁）。
- (39) 同上、1905年10月16日付（前掲『旧韓国官報』15、1101頁）。
- (40) 公文第6号、タイトルなし文書、林権助→李夏栄、1904年2月9日（大韓民国教育部国史編纂委員会『駐韓日本公使館記録』24、1992年、169～170頁）。
- (41) 黄玆『韓国史料叢書第一 梅泉野録 全』大韓民国文教部国史編纂委員会、1971年、329頁。引用は筆者による日本語訳である。
- (42) 『官報』1905年2月23日付（前掲『旧韓国官報』14、162頁）。
- (43) 『官報』1904年10月14日付（前掲『旧韓国官報』13、936頁）に「趙文桓」名義で任命の記事がある。『官報』

- 1904年10月19日付（前掲『旧韓国官報』13、952頁）の「正誤」欄に訂正箇所として、「趙文桓の名字は鍾桓に改正せよ」とある。
- (44) 「報告書」城津監理署理沈鍾禹→外部大臣、1905年2月7日（前掲「城津港案」『各司謄録』44、716頁）。
- (45) 「報告書第一号」城津監理署理主事李鍾振→外部大臣（前掲「城津港案」『各司謄録』44、716頁）。
- (46) 「報告書第二号」城津監理署理主事李鍾振→議政府賛政外部大臣、1904年3月2日（前掲「城津港案」『各司謄録』44、716頁）。日本側の史料でも韓国駐劄軍参謀長落合豊三郎は林権助に対して、3月11日付で「[リエイシヨク]ナルモノヲ以テ城津郡守兼監理ノ職務ヲ執行セシメ候」と通知している（韓駐参第165号、タイトルなし文書、韓国駐劄軍参謀長落合豊三郎→駐韓日本公使林権助、1905年5月12日、前掲『駐韓日本公使館記録』24、25頁）。
- (47) 「報告第一号」日本進北接応官代弁接応委員李永植→議政府賛成外部大臣、1905年6月24日（「来去案」730～731頁）。
- (48) 「報告書第三号」城津監理署理主事李鍾振→議政府賛政外部大臣、1904年3月30日（前掲「城津港案」『各司謄録』44、716～717頁）。
- (49) 『皇城新聞』1905年4月7日付。
- (50) 『官報』1905年7月1日付には、6月28日付で李元栄が城津監理を「受勅及受牒」した旨が記されている（前掲『旧韓国官報』15、737頁）。
- (51) 『官報』1905年10月12日（前掲『旧韓国官報』15、1096頁）。
- (52) 前掲拙稿「日露戦争初期の朝鮮東北部」。
- (53) 「北関」は、ここでは咸鏡道南部も含めた咸鏡道全域を指していると解釈される。
- (54) 林権助が李夏栄に宛てた1905年1月21日付文書（『旧外』413頁）によれば、咸鏡南道捧税委員朴承烈が「軍政」地域内において徴税をしており、「露国軍糧ノ資ニ供センコトヲ図リ居レリトノ噂アリシヲ以テ」、日本軍は捕らえて取り調べたという。疑いはすぐに晴れたが、このことからわかるのは、日本軍にとっては、「軍政」地域内にいる徴税者すべてを疑わなければならない状態だったということである。
- (55) 「報告書第九号」1905年2月20日（「来去案」713頁）。
- (56) 韓国政府の「軍政」に対する国際法上の認識については、さらに慎重に分析する必要がある。日本が強制した「日韓議定書」を前提とした上で、抗議するという戦略上の問題の意味などについて、考察を深めるべきである。
- (57) 『駐歴』153頁。また、地方官以外の動きもあった。6月上旬に李範允は、「茂山、会寧、鍾城、慶源ノ各地方鎮衛隊ヨリ銃器約三百（モーゼル単発銃）ヲ徴集シテ射砲隊ヲ組織シ、自ラ隊長トナリテ、我軍〔韓国駐劄軍〕ノ行動ヲ妨害セリ」。
- (58) 前掲拙稿「日露戦争初期の朝鮮東北部」30～31頁。
- (59) 前掲、黄玟『韓国史料叢書第一 梅泉野録 全』288頁。
- (60) 広瀬貞三「李容翊の政治活動（一九〇四～七年）について—その外交活動を中心に—」『朝鮮史研究会論文集』25、1988年。
- (61) 「1 北辺事情視察報告書進達ノ件 4」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03050318300、小山光利 韓国北辺事情視察報告書（B-1-6-1-235）（外務省外交史料館）、9～10画像目。呉洙彰によれば、平安道及び咸鏡道においては士族が存在しなかったという。ただし、弱化しながらも、士族とは異なる形の土着的支配勢力が存在したとしている。近代に至るまでの咸鏡道の支配層については、今後より詳細な検討をしなければならない。呉洙彰『朝鮮後期 平安道 社会発展 研究』一湖閣、2002年、10～16頁（朝鮮語）。

- (62) 『官報』1905年11月18日付（前掲『旧韓国官報』15、1208頁）。
- (63) 姜徳相「日韓関係史からみた関東大震災——国史を超えて——」（姜徳相ほか編『関東大震災と朝鮮人虐殺』論創社、2016年）。これと関連するが、板垣竜太は、植民地支配の本質に戦争状態を読み取るべきであるとして、「〔独立運動への弾圧などの〕暴力は植民地支配という巨大な構造のなかで発生したものである。義兵弾圧、三一運動の弾圧、間島での虐殺、関東大震災での虐殺における責任主体の連続性を論じた姜徳相氏の表現を借りれば、「戦争状態を伏流化させた植民地支配」ということもできるかもしれない。そうした暴力を内在化させた植民地支配によって生じた被害に立脚して、今日の植民地支配責任の概念は定立される必要がある」と指摘する（板垣「植民地支配責任を定立するために」中野敏男ほか編『継続する植民地主義—ジェンダー／民族／人種／階級』青弓社、2005年、296頁。板垣は姜の講演レジュメ「朝鮮植民地支配の責任とは何か？」（2003年8月9日）を参照している）。また、これらの議論に関連するが、君島和彦は、1990年代の日韓合同歴史教科書研究会において、日本史における「十五年戦争」概念に対して、韓国の研究者から「十五年戦争といういいかたをするならば、日清・日露のころから五〇年戦争というべきだろう」との批判を受けたことを紹介している（君島『教科書の思想』すずさわ書店、1996年、81～82頁）。さらに、愼蒼宇は「朝鮮半島の平和的存在を阻害し、「戦争」を恒常化させる支配体制」を1870年代以来の「140年戦争」という枠組みから追究する必要性を提起している（愼「「140年戦争」の視座から」国立歴史民俗博物館編『「韓国併合」100年を問う—2010年国際シンポジウム』岩波書店、2011年、379頁）。

（一橋大学大学院社会学研究科講師）